

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応基準

新型コロナウイルス感染症対策本部が策定した「都城工業高等専門学校新型コロナウイルス感染症対策行動計画」に基づき以下のとおり対応基準を定める。

レベル		授業	課外活動	学生寮	図書館	保護者及び 学外者の入棟
本校	都城市・三股町 (参考)	総合レベル				
A 平常時・危機がないレベル	緑	0	「新しい生活様式」に基づき、「身体的距離の確保」、「マスクの着用」、「咳エチケット」、「手洗い」、「3密」の回避、「こまめな換気」、「健康チェック」を行い、十分な感染拡大防止措置を講じた上で、登校して授業を実施する。また、十分な感染拡大防止措置を講じられることを確認した上で、課外活動を認める。			不要不急の入棟は自粛とするが、入棟の際には、検温チェックを行う。
B 感染への注意が必要なレベル	黄色1	1	【授業形態1】 十分な感染拡大防止措置を講じた上で、登校して授業を実施する。	十分な感染拡大防止措置を講じられることを確認した上で、活動を認める。	十分な感染拡大防止措置を講じた上で開寮する。	
	黄色2	2	【授業形態2】 十分な感染拡大防止措置を講じた上で、分散登校で授業を行う。但し、弾力的な対応で特別に認めた科目(例えば、実験・実習・演習科目)については、感染防止策を徹底した上で、教科担当指導の下、一部対面で実施することも検討可能とする。	活動実施の申請を改めて行い、許可を得て、十分な感染拡大防止措置を講じた上で、分散登校で登校した学生のみによる活動を認める。校外の活動については、事前に許可を得た活動であれば認める。	十分な感染拡大防止措置を講じた上で開寮する。 また、寮生の校外への外出は原則禁止とする。	十分な感染拡大防止措置を講じ、図書の出貸・返却のみの利用とする。
	赤	3	【授業形態3-1】 原則として遠隔授業を実施する。但し、特別な対応を必要とする学生については登校を認める場合もある。	オンラインで可能な活動を除き全面禁止とする。	閉寮とする。 帰省先のない学生のみ受け入れる。	閉館とする。
C 校内で活動中の教職員・学生に感染者が発生し、注意を要すると判断されるレベル		4	【授業形態3-2】 遠隔授業のみ実施する。			
D 校内で集団感染(クラスター)が発生し、深刻な状況と判断されるレベル		5	【休校】 遠隔授業も行わない。	全面禁止とする。		

※1 都城市・三股町のレベルとは、宮崎県が発表する感染状況に基づいたものであり、「赤：感染急増圏域」「黄：感染確認圏域」「緑：感染未確認圏域」を示す。都城市・北諸県郡圏域の全てまたは一部の感染状況の区分が「黄のオレンジ：感染警戒区域」の場合は、都城市・三股町のレベルの黄色2（総合レベル2）として取り扱う。

※2-1 レベルの引き上げ・引き下げの判断は対応基準に基づいて行い、毎日夕方に実施する。その後、総務課が校長名で教職員及び学生向けにWebサイト等で通知し、翌日から適用する。但し、寮生の帰省等迅速な対応が難しい場合は柔軟な対応を取ることとする。

※2-2 黄色1及び黄色2は本校独自の基準であり、都城市・三股町が「黄：感染確認圏域」になった場合に適用する。黄色1から黄色2には、「都城市・三股町における新規感染者が直近1週間で累積20人以上になった場合」に引き上げる。

また、黄色2から黄色1には、「都城市・三股町における新規感染者が直近1週間で累積9人程度となった場合」校長・3主事・専攻科長・部課長により協議し引き下げる。

※2-3 宮崎県の緊急事態宣言が発令された場合は、原則、総合レベルを4とする。

※2-4 宮崎県の緊急事態宣言が発令されたことに伴いレベル4になった後、又はレベル3において、「都城市・三股町における新規感染者が直近1週間で累積20人程度になった場合」校長・3主事・専攻科長・部課長により協議し総合レベルを2以下に引き下げる。

※2-5 本校の状況がレベル4以上の状態で、かつ感染者および濃厚接触者の割出しが終わり、遠隔授業へ移行して一定の期間が経過したときには保健所等の指示に従い、校長・3主事・専攻科長・部課長により協議し本校の状況をレベル3以下に戻す。

※2-6 不測の事態が起きた際には、校長・3主事・専攻科長・部課長により協議するものとする。

※3-1 総合レベル0～2においても、Teamsを用いた遠隔授業を行う場合がある。

※3-2 総合レベル0～2において、登校に不安を感じ登校を希望しない学生に対しては、所定の手続きにより遠隔授業を受講することができる。

※3-3 令和3年度における分散登校の形態については、基本的に低学年の登校とするが、場合によっては高学年生、専攻科生も登校する場合がある。

※3-4 総合レベル0～2において、感染急増圏域からの通学生及び登校しない学生は遠隔授業とする。ただし、各圏域において感染が減少し、直近1週間で人口10万人あたり15人程度を下回った場合は、その圏域からの登校・入寮について、校長・3主事・専攻科長・部課長により協議する。

※4 県が指定する感染拡大地域等に滞在した学生については、帰宅した日の翌日から2週間自宅待機とし、遠隔授業を受講する。ただし、風邪等の症状がなく、PCR検査あるいは抗原検査により陰性となった場合は登校も可能とする。

※5 一度も登校していない本校学生が感染した場合には、「注意を要すると判断される」状況ではないため、レベル4ではなく、レベル1～3の扱いとする。

※6 本基準の内容については、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合がある。